

閲覧用

令和4年1月

第19回 行橋市農業委員会総会議事録

令和4年1月11日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和4年1月11日 午前10時開会
2. 開催場所 行橋市役所 東棟 501 会議室
3. 農業委員出欠者の状況

出席委員 12 名
欠席委員 1 名

議席	氏名	出欠
1	西本一美	出
2	村上和昌	出
3	繁永國廣	出
4	長城彰	出
5	陣山誠之	出
6	植田毬子	出
7	舩津鎮男	出
8	槌野英喜	欠
9	大田完治	出
10	石本浅夫	出
11	吉兼貢	出
12	松本功	出
13	馬場通昭	出

4. 農地利用最適化推進委員の出席者 10 名
5. 傍聴者 0 名
6. 議事内容

議案第 75 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 76 号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 77 号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 78 号	農地転用計画変更申請について
議案第 79 号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長	岡野 雅幸
農地係長	上原 亮司
農地係	宮崎 修治

<p>会長</p>	<p>出席者 12 名で定足数に達していますので、これより第 19 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。新型コロナウイルスが再び流行していることから、会議の迅速化を図るため、行橋市農業委員会憲章の唱和は見送らせていただきます。</p> <p>これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 75 号より議案第 79 号まで 5 件を一括上程し審議しますので、よろしくご協力願います。</p> <p>それでは、議案第 75 号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 75 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 4 年 1 月 11 日提出、行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1 申請人、■■■■、以下 3 件。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>議案の朗読が終わりました。それでは、地区ごとの審査の経過ならびに結果の報告を願い、ちくじ審議してまいりたいと思います。</p> <p>今元地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p>
<p>陣山委員</p>	<p>今元地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号 1 番。大字津留字上ツル■■■■番、田、1,706 m²。譲渡人、■■■■。譲受人、■■■■。親より子に贈与することで所有権を移転するもので申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており、許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
<p>会長 委員 会長</p>	<p>報告が終わりました。今元地区 1 件について、ご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。今元地区 1 件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p>
<p>大田委員</p>	<p>次に仲津地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p> <p>仲津地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号 2 番。大字辻垣字下河原■■■■番、畑、771 m²。譲渡人、■■■■。譲受人、■■■■。親より子に贈与することで所有権を移転するもので申請されております。書類等完備しており、許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
<p>会長 委員 会長</p>	<p>報告が終わりました。仲津地区の 1 件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了し、これより採決に入ります。仲津地区 1 件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p> <p>次に延永地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p>

植田委員	<p>延永地区1件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号3番。大字吉国字千丈堀■■■■番■■、田、162㎡。譲渡人、■■■■。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、規模を拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備しており、許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
会長	<p>報告が終わりました。延永地区1件について、ご質疑ありませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。延永地区1件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p>
委員	<p>議案第75号、3条関係全般についてご質疑ありませんか。</p>
会長	<p>異議なし。</p> <p>ご異議がありませんので、議案第75号、農地法第3条の規定による許可申請3件については、許可することに可決決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に議案第76号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p> <p>議案第76号。農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和4年1月11日提出。行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1申請人、■■■■、以下2件。以上です。</p>
会長	<p>議案の朗読が終わりました。仲津地区1件について地区委員より報告願います。</p>
長城委員	<p>仲津地区1件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号1番。申請人■■■■。大字稲童字畠田■■■■番■■、畑、982㎡、大字稲童字畠田■■■■番■■、畑、120㎡、計2筆、1,102㎡。集合住宅を建築するものです。集合住宅2棟 320.44㎡、駐車場等 781.56㎡。実行性があり、付近農地の被害もなく、水利承諾書が添付されております。隣地承諾書はございませんが、理由書が添付されております。また、当該物件はすでに建築されておりますので、始末書が添付されております。書類等完備しており、地区審査においては許可相当となっております。場所は別紙を参照ください。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
会長	<p>仲津地区1件についてご質疑ありませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。仲津地区1件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p>
松本委員	<p>次に稗田地区の1件について地区委員より報告願います。</p> <p>稗田地区1件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号2番。申請人、■■■■(持分1/2)、■■■■(持分1/2)。大字上稗田字勢溜■■■■番■■、田、165㎡。倉庫を建築するものです。倉</p>

	<p>庫 1 棟 55.25 m²、その他 109.75 m²。実行性があり、付近農地の被害もなく、水利承諾書及び隣地承諾書が添付されております。また、当該倉庫はすでに建築されておりますので、始末書が添付されております。書類等完備しており、地区審査においては許可相当となっております。場所は別紙を参照ください。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>報告が終わりました。稗田地区 1 件についてご質疑ありませんか。 異議なし。</p>
<p>会長</p>	<p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。稗田地区 1 件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。</p>
<p>委員 会長</p>	<p>議案第 76 号、4 条関係全般についてご質疑ありませんか。 異議なし。 議案第 76 号、農地法第 4 条の規定による許可申請 2 件については許可相当と認め、県に進達することに可決決定いたしました。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に議案第 77 号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。 議案第 77 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 4 年 1 月 11 日提出。行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1 申請人、■■■■、以下 9 件。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>議案の朗読が終わりました。今元地区 1 件について地区委員より報告願います。</p>
<p>陣山委員</p>	<p>今元地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。 地区番号 1 番。申請人、■■■■。大字今井字文久■■■■番■■■、田、245 m²。所有者、■■■■。売買契約で所有権を移転、駐車場を設置するものです。駐車場 245.00 m²。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書及び隣地承諾書が添付されております。また、すでに埋め立てられていることから、始末書も添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>報告が終わりました。今元地区の 1 件についてご質疑ありませんか。 異議なし。</p>
<p>会長</p>	<p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。今元地区 1 件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。 全員賛成とみとめます。</p>
<p>長城委員</p>	<p>次に仲津地区の 2 件について地区委員より報告願います。 仲津地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。 地区番号 2 番。申請人、■■■■。大字馬場字村後■■■■番■■■、畑、200 m² (農地外 291 m² 含む)。所有者、■■■■。売買契約で所有権を移転、農業用倉庫を建築するものです。農業用倉庫(1 棟) 216.00 m²、作業場等</p>

<p>会長 委員 会長</p>	<p>275.00 m²。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書及び隣地承諾書が添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p> <p>地区番号3番。申請人、■■■■。大字道場寺字三反田■■■■番■■、田、941 m²。所有者、■■■■。売買契約で所有権を移転、太陽光発電設備を設置するものです。太陽光パネル(209枚) 569.10 m²、その他 371.90 m²。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書及び隣地承諾書が添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p> <p>報告が終わりました。仲津地区の2件についてご質疑ありませんか。 異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。仲津地区2件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p> <p>次に泉地区の3件についてですが、地区委員欠席のため、事務局地区担当職員より報告いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>泉地区3件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号4番。申請人、■■■■。泉中央八丁目■■■■番、田、934 m²。所有者、■■■■。売買契約で所有権を移転、建売住宅を建築するものです。建売住宅3棟 252.45 m²、駐車場等 681.55 m²。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書、隣地承諾書及び宅建免許証が添付されております。場所は別紙を参照ください。地区審査における地区委員の判断としては許可相当とのことでした。</p> <p>地区番号5番。申請人、■■■■。本件につきましては、令和3年12月総会においても審議に諮ったところですが、申請人より目的の変更に伴い、令和3年12月25日付で取り下げの申請が出されました。そして再度申請が行われたものです。泉中央八丁目■■■■番■■、田、478 m²、泉中央八丁目■■■■番■■、田、1,116 m²、泉中央八丁目■■■■番、田、564 m²、泉中央八丁目■■■■番、田、377 m²、泉中央八丁目■■■■番、田、838 m²、泉中央八丁目■■■■番、田、265 m²、泉中央八丁目■■■■番■■、田、1,915 m²、泉中央八丁目■■■■番■■、田、772 m²、泉中央八丁目■■■■番■■、田、43 m²。計9筆、6,368 m²(農地外292 m²含む)。所有者、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■。売買契約で所有権を移転、特定建築条件付売買予定地を造成するものです。住宅用地 25区画 5,211.53 m²、公園 210.28 m²、道路等 1,238.19 m²。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書、隣地承諾書及び宅建免許証が添付されております。場所は別紙を参照ください。地区審査における地区委員の判断としては許可相当とのことでした。</p> <p>地区番号6番。申請人、■■■■。西泉三丁目■■■■番■■、畑、488</p>

<p>会長 委員 会長</p>	<p>m²、西泉三丁目■■■■番■■、畑、178 m²、西泉三丁目■■■■番■■、畑、682 m²、西泉三丁目■■■■番■■、畑、450 m²、西泉三丁目■■■■番、畑、838 m²、計5筆、2,636 m²(農地外135.74 m²含む)。所有者、■■■■(1/3)、■■■■(1/3)、■■■■(1/3)。売買契約で所有権を移転、建売住宅を建築するものです。建売住宅9棟 591.26 m²、道路等 2,180.48 m²。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書、隣地承諾書及び宅建免許証が添付されております。また、すでに所有者により取り壊されておりますが、農地内に小屋が建っていたため、始末書も添付されております。場所は別紙を参照ください。地区審査における地区委員の判断としては許可相当とのことでした。本会議においても審議方よろしく願います。</p> <p>報告が終わりました。泉地区の3件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。泉地区3件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p>
<p>石本委員</p>	<p>次に今川地区の2件について地区委員より報告願います。</p> <p>今川地区2件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号7番。申請人、■■■■。大字大野井字清水■■■■番■■、田、1,816 m²、大字大野井字清水■■■■番■■、田、1,160 m²、計2筆、2,976 m²。所有者、■■■■。売買契約で所有権を移転、集合住宅を建築するものです。集合住宅6棟 1,409.20 m²、通路等 1,566.80 m²。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書及び隣地承諾書が添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。</p>
<p>繁永委員</p>	<p>地区番号8番。申請人、■■■■。大字宝山字アツキ■■■■番、田、1,316 m²、大字宝山字アツキ■■■■番、田、1,921 m²、大字宝山字アツキ■■■■番■■、田、1,143 m²、大字宝山字アツキ■■■■番、田、1,060 m²、計4筆、5,440 m²(農地外2,028 m²含む)。所有者、■■■■、■■■■。売買契約で所有権を移転、■■■■の園庭及び駐車場を設置するものです。園庭 4,762.10 m²、駐車場(76台)等 2,705.90 m²。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書及び隣地承諾書が添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
<p>会長 委員 会長</p>	<p>報告が終わりました。今川地区の2件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。今川地区2件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p> <p>次に延永地区の1件について地区委員より報告願います。</p>

村上委員	<p>延永地区1件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号9番。申請人、■■■■。大字吉国字出穴■■■■番■■、田、488㎡、大字吉国字出穴■■■■番■■、田、1,390㎡、大字吉国字出穴■■■■番■■、田、1,049㎡、大字吉国字出穴■■■■番■■、田、1,126㎡、大字吉国字桶尻■■■■番■■、田、1,989㎡、計5筆、6,042㎡。所有者、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■。賃貸借契約で事業用定期借地権を設定、事務所、作業場及び倉庫を建築するものです。事務所1棟 166.25㎡、作業場1棟 412.51㎡、倉庫1棟 94.00㎡、駐車場等 5,369.24㎡。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書及び隣地承諾書が添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
会長 委員 会長	<p>報告が終わりました。延永地区の1件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。延永地区1件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p> <p>議案第77号、5条関係全般についてご質疑ありませんか。</p>
委員 会長	<p>異議なし。</p> <p>ご異議ありませんので、議案第77号、農地法第5条の規定による許可申請9件については許可相当と認め、県に進達することに可決決定いたしました。</p> <p>次に議案第78号について議題と致します。事務局に議案の朗読を求めます。</p>
事務局	<p>議案第78号。農地転用計画変更申請について。下記の者より、農地転用許可処分のあった転用事業計画を変更する申請書の提出があったので本会の審議に附す。令和4年1月11日提出、行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1申請人、■■■■、以下1件。以上です。</p>
会長	<p>議案の朗読が終わりました。今元地区の1件について地区委員より報告願います。</p>
陣山委員	<p>今元地区1件について報告いたします。</p> <p>地区番号1番。申請人、■■■■。農地転用許可年月日、令和3年7月26日。大字今井字文久■■■■番■■、田、508㎡。当初計画は自己住宅の建築及び資材置場を設置するもの。計画変更する理由は、当初の建物配置計画では既存側溝に対して排水の勾配が取れないため、建物の配置を変更するものであり、併せて工期の変更も行うものです。地区審査の結果、許可相当となっております。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
会長 委員	<p>報告が終わりました。今元地区1件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p>

<p>会長</p>	<p>それでは、質疑を終了します。これより採決に入ります。今元地区の 1 件について許可する方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>議案第 78 号、農地転用計画変更申請による許可申請 1 件については許可相当と認め、県に進達することに可決決定いたしました。</p> <p>次に議案第 79 号を議題といたしますが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、繁永委員の退室を求めます。</p> <p>(繁永委員 退室)</p> <p>事務局に議案の朗読を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 79 号。農業振興地域整備計画の変更に係る意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により下記の者の農業振興地域整備計画変更について、行橋市長より意見を求める申請があったので本案の審議に附す。令和 4 年 1 月 11 日提出、行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1 申請人、農用地区域の変更(編入) 稲童ほ場整備推進委員会会長 稲童地区土地改良区設立県営土地改良事業設立認可 申請人代表 ■■■■、以下 1 件。農用地区域の変更(除外) ■■■■ 以下 2 件。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>議案の朗読が終わりました。議案第 79 号について、事務局に説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>説明します。農用地区域の変更(編入)についてですが、整理番号 1 番、大字稲童字城尾■■■■番、田、他 868 筆 計 869 筆 607,375.00 m²。申請者 行橋市大字稲童■■■■番地 稲童ほ場整備推進委員会会長 稲童地区土地改良区設立県営土地改良事業設立認可 申請人代表 ■■■■。計画変更の目的は、稲童地区の圃場整備事業に伴い、新規に農振農用地区域に編入するものです。場所は別紙を参照ください。</p> <p>次に農用地区域の変更(除外)についてですが、整理番号 1 番、大字道場寺字野々中■■■■番■■■、畑、1,138.00 m²。申請人、兵庫県西宮市段上町六丁目■■■■番■■■■号、■■■■。計画変更の目的は、太陽光発電設備を設置するものです。</p> <p>整理番号 2 番。大字流末字後川原■■■■番■■■、田、2,840.00 m²。申請人 行橋市大字宝山■■■■番地■■■、■■■■。計画変更の目的は、資材置場を設置するものです。</p> <p>以上、農振農用地区域の除外申請は、計 2 件、2 筆、3,978.00 m²となっております。場所は別紙を参照ください。以上です。</p>
<p>会長 委員 会長</p>	<p>説明が終わりました。ご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。議案第 79 号に賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p>

議案第 79 号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、適当と認め、行橋市長に意見書を送付致します。ここで繁永委員の入室を認めます。

(繁永委員 入室)

以上で今回提案いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

最後に本日の署名委員を指名いたします。

2 番 村上委員

3 番 繁永委員

議長(農業委員会会長)